

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月2日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	宗像市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	70-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.munakata.lg.jp/w005/20170410194253.html

執行機関名 宗像市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	宗像市母子栄養食品支給事業による食品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	49	
③ 番号法別表第2の項	70	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宗像市個人番号の利用に関する条例 別表第2(第4条関係) 第23の項 宗像市母子栄養食品支給事業による食品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法第1条	宗像市母子栄養食品支給要綱 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第14条の規定に基づき、栄養改善指導の一環として、妊産婦及び乳児に対し、その栄養の強化のために必要な食品(以下「母子栄養食品」という。)を支給することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		宗像市母子栄養食品支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 号	宗像市母子栄養食品支給要綱第5条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	宗像市母子栄養食品支給要綱第5条の規定による受給希望の申請に対する資格審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号	宗像市母子栄養食品支給要綱第2条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		